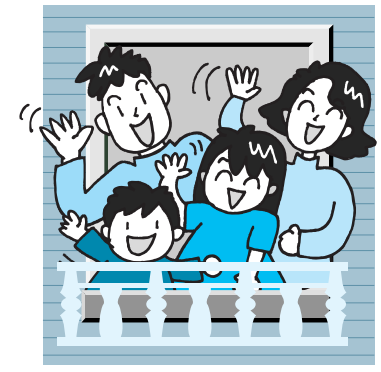


国民健康保険税率の見直しを行いました

国民健康保険（国保）は、加入者のみなさまが病気やけがをされたときに、安心して治療を受けることができるように、国民健康保険税（国保税）を出し合ってお互いに助け合う制度です。国保税はみなさまの「健康」と「いざというときの安心」を守るための大切な財源です。

税額と算定方法が変わりました
平成二十年度から、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の創設など、高齢者にかかわる制度改正が行われ、国保税の算定方法が変更になりました。またそれに併せて、国保税額の見直しも行いました。



税額は平均で六%アップ
市では、合併時において、著

しく負担が大きくなる方がないよう、これまで国保税額を低く設定してまいりました。しかし、医療技術の進歩などによる医療費の増加に伴い、国民健康保険事業の運営が大変厳しい状況になってきています。

そのため、平成二十年度の税率（額）を見直し、平均六%引き上げることとしました。

算定方法の変更

国保税は、使われる目的別に「医療給付費分」と「介護納付金分」とに分かれておりましたが、平成二十年度から、長寿医療制度を支えるために、新たに「後期高齢者支援金分」の区分を追加しました。

それぞれの区分ごとに、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の四つの項目で税額を算定し、合計したものが世帯ごとの保険税額となります。

後期高齢者支援金分は、七十五歳未満の方に負担していただきます。

介護納付金分は四十歳以上六十五歳未満の介護保険の第二号被保険者に負担していただきます。

長寿医療制度の導入に伴う国保税の軽減について
長寿医療制度の導入に伴い、国保税の負担が急激に増えないように、一定期間の軽減制度があります。

低所得世帯に適用される軽減判定に、長寿医療制度に移行した方を含めて判定します。（五年間）

国保の加入者が長寿医療制度に移行したことにより、その世帯の国保加入者が一人になる場合には、世帯ごとに課税される平等割額が半額になります。（五年間）

会社の健康保険などから長寿医療制度へ移行することにより、移行された方の被扶養者（六十五歳から七十四歳）が国保に加入された場合は、申請により保険税が軽減されます。（二年間）

または、該当する世帯については、申請の必要はありません。

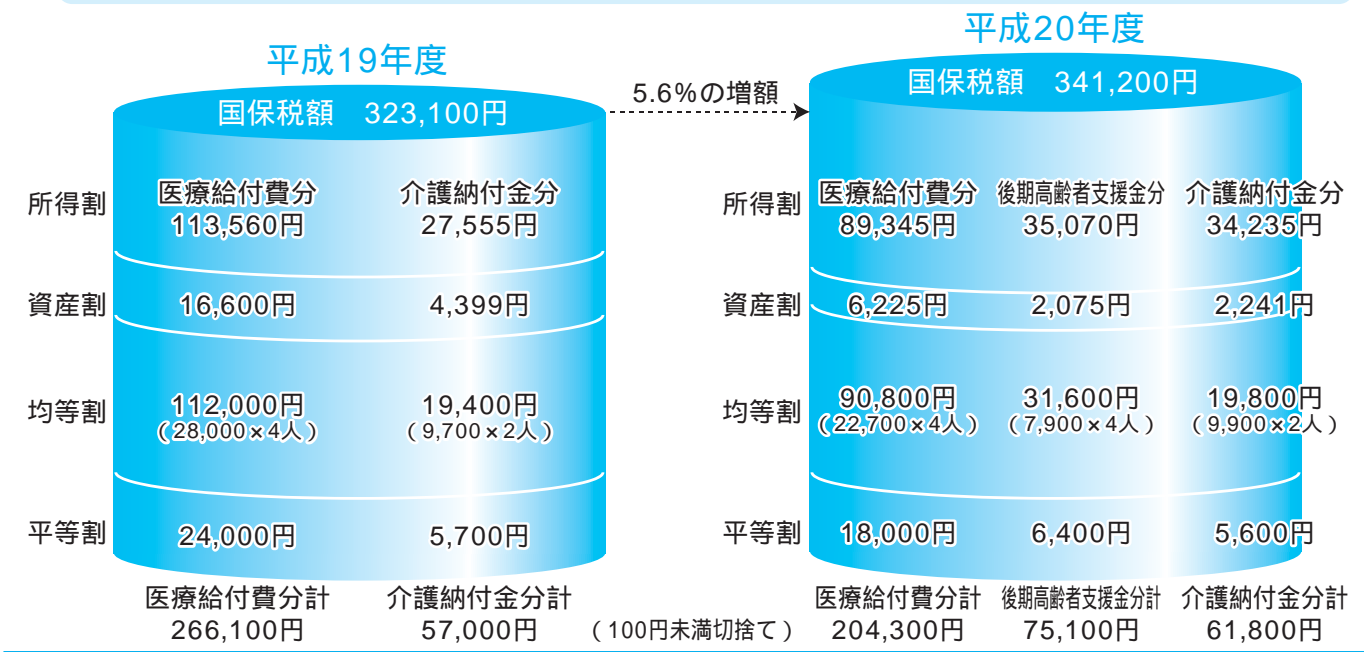
問い合わせ
総務部税務課（社庁舎）
☎ 43・0397

平成二十年度の国保税率表 ()内の率(額)は平成十九年度の率(額)です。

		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割額	被保険者の平成十九年中の基準総所得金額に対し	5.35% (6.80%)	2.10% (-)	2.05% (1.65%)
資産割額	被保険者の本年度の固定資産税額（土地家屋にかかる税額）に対し	7.50% (20.0%)	2.50% (-)	2.70% (5.30%)
均等割額	被保険者1人ごとに(世帯の国保加入者数に応じて)	22,700円 (28,000円)	7,900円 (-)	9,900円 (9,700円)
平等割額	1世帯ごとに	18,000円 (24,000円)	6,400円 (-)	5,600円 (5,700円)
からの合計額が1年間の国保税額となります。ただし、国保税額には右の最高限度額(その金額を超えては徴収しません)を定めています。		470,000円 (560,000円)	120,000円 (-)	90,000円 (90,000円)

国保税額の計算例(平成二十年度と平成十九年度の比較)

モデルケース
家族構成 4人家族(内2人が40歳以上65歳未満で介護納付金対象者)
所得金額 年間総所得額 2,000,000円 - 基礎控除 330,000円 = 基準総所得額 1,670,000円
固定資産税額 83,000円 この額に資産割の率を掛けます この額に所得割の率を掛けます



国民健康保険加入者で、入院時に高額な医療費を支払われている方へ

入院時の医療費を軽減する制度があります。
国民健康保険加入の七十歳未満の被保険者の方が、入院時に医療機関で一か月に支払われた一部負担金が、下の表の自己負担限度額を超えると高額療養費の対象となり、その超えた分は、市が医療機関に支払い、みなさまの負担額は自己負担額のみとなる制度があります。(保険税の滞納がない世帯に限りです)

限度額適用認定証の交付には申請が必要です

現在お持ちの「限度額適用認定証」(非課税世帯は「限度額適用・標準負担額減額適用認定証」の有効期限は平成二十年七月三十一日です。引き続き、または、新たに認定証の交付を希望される方は、申請していただく必要があります。なお、この減額認定証は、申請した月の初日から有効となります。申請窓口

各庁舎の窓口センターで申請してください。(手続きには、

問い合わせ
市民生活部保険・医療課
(滝野庁舎)
☎ 48・3002

70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

所得の区分	自己負担限度額
上位所得世帯の方	150,000円+(実際にかかった医療費 - 500,000)×1%
一般世帯の方	80,100円+(実際にかかった医療費 - 267,000)×1%
市町村民税非課税世帯の方	35,400円

過去1年間に4回以上高額医療の対象となる場合は、4回目から限度額が次のとおりになります。(月額)

所得の区分	自己負担限度額
上位所得世帯の方	83,400円
一般世帯の方	44,400円
市町村民税非課税世帯の方	24,600円